

近代天皇制の変容

—近代詔勅考—

はじめに

近代天皇制の歩みをどのように把握するのか。それは、日本近現代史の根本問題の一つであり、国家論・ファシズム論とも密接に関わっていることはいうまでもない。

従来、この近代天皇制の歩みについては、通常、天皇制の本来備わっていた性格が、次第に「発展」し、ファシズムに至るといふふうにとらえられてきたようである。たとえば歴史学界の主流とされてきた天皇制ファシズム論の主唱者・守屋典郎氏が、一九二〇年代から日本ファシズムへと向う道を、「天皇制の発展」とみなしていることなどはその一例であろう。⁽¹⁾ また藤田省三氏も、『天皇

須 崎 慎 一

制国家の支配原理』のなかで次のように述べる。「明治末期天皇制社会の形成とともに教化と政治は全く同一化し、道徳と経済は『一致』せしめられ、かくてイデオロギーは無媒介に政治に浸透して、遂にファシズム期において『万邦無比』の観念国家を形成するにいたったのである」と。しかし現実の天皇制の歩みは、このように単なる「発展」・連続として考えるべきなのであるか？ 実際はそうではないようである。

一方、従来の天皇制ファシズム論を「機構・機能分離論」だと批判し、天皇制を、国家形態の面で立憲君主制とみなすべきだと、説得力のある君主制ファシズム論を展開した安部博純氏は、近代天皇制の歩みを「試行錯誤

の過程」とみなす。だが氏が提起した天皇制の段階区分上の仮説は、氏自身が「具体的な段階区分は後日更めておこなう」としている通り、実証性に乏しい。⁽²⁾また安部氏の見解を批判的に発展させた木坂順一郎氏も、「明治維新以後の近代天皇制の変化を一貫して追求することが必要」だとしながらも、その分析はファシズム期に限定されざるをえなかった。⁽³⁾さらに「天皇主権のタテマエ化」という注目すべき見解を提示した鈴木正幸氏の検討は、逆にファシズム期には及んでいない。

すなわち近代天皇制の歩みを連続的「発展」の歴史とみるような方向が実態と異なるとするならば、天皇制はどのような変化をとげファシズムに至ったのであろうか？ 本稿は、この変化を探るため「天皇制の言葉」Ⅱ詔勅の分析により、この近代天皇制の歩みを具体的に跡づけていくことを目的とする。

一 詔勅の性格

詔勅とは、天皇（場合によっては政治の最高実権者）の意志を表示するものである。近代天皇制においてもその性格に変わりない。しかし同じ詔勅といってもその内容

は様々である。ここでは、近代天皇制国家においてだされた詔勅を、その内容と、当該時期の情勢のなかで果たした役割から、政治的詔勅とそれ以外のものに分けることにする。政治的詔勅とは、民衆に天皇制イデオロギーや国家意志を浸透させようとする宣戦・講和の詔書、教育勅語・戊申詔書、作興詔書などの極めて重要な詔勅、恩赦や、軍関係への勅語の一部、個人への勅語の一部（たとえば大正政変の際の西園寺公望に対するものなど）、天皇の命令により直接政治運用を行なおうとする勅語（一八九三年の「在廷ノ臣僚及ヒ帝國議會ノ各員ニ告クル勅語」）などである。それ以外のものとしては、天皇大権の施行に関わる手続的な詔勅（帝國議會の召集・解散など）、行幸の際の勅語、個人・故人の功績をたたえる勅語・誄辞・策命の大部分などがこれに当る。

では詔勅、なかでも政治的詔勅は、どのような性格をもっているのだろうか？ 第一は、天皇制国家の、民衆などに対する公式発言としての性格である。

第二には、それが単なる天皇の恣意に基づくものではなく、国政の最高指導部の共通意志としてだされている点である。つまり詔勅をだすに当って、管見の限りでは、

通常、首相と内大臣・宮内大臣が相談しつつ、内閣書記官など主務官庁担当者と宮内省御用掛とが協力し、文案を作成し、内閣で内定するという手順がふまれている。

そして閣内で反対がある場合は、詔勅案の訂正が行なわれる。一九三三年、国際連盟脱退の詔書が、閣議での陸相の反対で「上下其の序に従ひ」という句を削除した事實は、詔勅の共通意志の発露としての性格を物語っている。かくて内定された詔勅案は、原敬によれば「拝謁の際過日内奏し置きたる御批准の際における詔勅案を御前に於て一応朗読して勅裁を得」ることになる。つまり詔勅をだすに当っては、首相が、天皇側近と協議し、天皇の意向をうけ、それに基づき内閣で詔勅案を内定し、内奏の際、天皇が裁断するという手続がふまれるのであった。

詔勅の第三の性格は、それが「綸言」である以上、一度だされると、たてまえとしてはもはや撤回ないし変更は不可能である点である。それ故、一面、詔勅はどうしても保守的な前例踏襲の性格をもたざるをえない。また他面、詔勅はだされるや、時代が下り、それが時勢にそぐわなくなっても、依然として權威をもち続けていくこ

とになる。

このような変化しにくい性格をもつ詔勅に、もしも明治以来、八月一五日に至るまでの間に変化がみられるとするならば、それは明らかに近代天皇制の変容を暗示するものといつてよからう。ところが事実、詔勅は、時代とともに大きく変つていくのである。それは、少くとも以下で順次考察していく三つの面に現れている。では具體的検討に移らう。

二 詔勅は誰にむけてだされたのか？

詔勅が誰に対してだされたのか？ 民衆へか、政治的指導者個人に対してなのか？ これは、一見小さな問題に似て、近代天皇制のあり方に関わっているといつてよい。

まず民衆にむけてだされた詔勅は、どのような推移を示したのか。なおここで民衆に対してだされた詔勅と筆者が分類したのは、その文面に、「臣民」、「衆庶」、「有衆」、「億兆」などの民衆への呼びかけの語句を含むものである。こうした詔勅は、明治維新から敗戦の日まで四八件を数える。しかし興味深いのは、その時代的分布で

ある。すなわちこれらの民衆への呼びかけの詔勅を、便宜的に明治憲法発布以前、以後の明治期、大正、昭和に分けると、それぞれ九件、一二件、九件、一八件、ということになる、さらにそれを細かくみていくと以下のような結果を示す。

明治憲法発布以前。この時期は、九件と一見多い。だが実はこの二〇余年間に、近代天皇制国家においてされた政治的詔勅の過半数に及ぶ一〇〇件近くが頒発されているのである。この点からいって、この時期の民衆に直接呼びかける詔勅の割合は、相対的に極めて低い。しかも注目すべきは、この九件中六件が、一八六八〜七〇年間に集中していることである。これは、民衆の支持を得るため、明治新政府が意識的に「衆」に呼びかけたのではないのか？ また「衆」といった表現を用いながらも、それが民衆一般をさすものでなかったり、民衆に対してだされながら、天皇が直接民衆に呼びかける体裁をとっていない例（「御宸翰」）さえある。

残り三つのうち、一八七五年の「元老院大審院及地方官會議院設置ノ詔」は、前年の民撰議院設立の建白書に、また一八八一年の「国会開期ノ勅諭」は民権運動の

高揚にそれぞれ対応していることはいうまでもない。もう一つも、「皇室の藩屏」を固めるための「勲章増設ノ詔」であった。すなわち「民権」的方向への対抗に際して、詔勅による民衆に対する呼びかけが必要とされたのが、この時期の特徴といえよう。いわばこの明治憲法発布以前の時期においては、政治的詔勅の大部分は、民衆に直接呼びかけるものではなかった。明治政府の民衆観は、一八七三年の「人民誘導ヲ府県知事令参事等ニ命スル勅諭」、八〇年の「地方官會議員ニ士民誘導ヲ諭ス勅語」などにいみじくも現れているように、地方官を通じて民衆を「誘導」しようとするものであった。

これに対し憲法発布以後、明治末年に至る間はどうか。この時期だされた四〇件弱の政治的詔勅のうち、民衆に直接呼びかけるのは三分の一に近い一二件を数えている。その内訳は、憲法発布関係二件、日清戦争関係四件、日露戦争関係三件で、残りの三件が、金鵄勲章創設、及び教育勅語・戊申詔書という注目すべき詔勅である。

大正期になると直接民衆にむけての詔勅は、その割合を増し、九件とこの期の政治的詔勅の半数に近づく。なかでも恩赦・減刑関係三件の初登場は注目される。あと

は踐祚・即位関係二件、第一次大戦関係二件、関東大震災関係一件、そして特に重要なものとしては、国民精神作興詔書があげられる。

昭和期になると政治的詔勅の過半数一八件を、民衆への呼びかけの詔勅がしめていく。いやこれに教育者、青少年学徒などへの呼びかけを加えるなら、その割合はさらに高いものとなる。一八件のうち五件は恩赦関係であるが、この時期の特徴として、残り一三件中実に一〇件が、日中戦争が本格化した一九三七年七月以降に集中していることがあげられる。すなわち日本ファシズムの時代に、直接民衆に呼びかける詔勅がかつてなく頻発されたのであった。

これに対して個人（政治・軍事指導者など）⁽⁸⁾にむけてだされた勅語は、どのような推移をたどったのか？一言でいえば、数量的傾向として、民衆への呼びかけの詔勅とほぼ反比例する関係がそこにみられる。

まず憲法発布以前。この時期、個人に対して九七件（うち軍功二八件）の勅語がだされ、軍功を除くと他のどの時期よりも多い。しかも特徴的なことは、「天皇親政」の形式を示す巡幸中の内政委任の勅語八件、外交委任七

件などがみられることである。なおこのような勅語は、これ以後全く姿を消す。

憲法発布から明治末年までの間、個人にあてた勅語は一〇一件を数える。うち五五件は、日清・日露の軍功を賞するものであり、文官の功績を賞する分を加えると大半は二度の戦争に関わるものであった。ただこの時期には、以後ほぼ消滅してしまう個人への命令を与える勅語、元勲優遇の勅語が二〇余件もある。それは、憲法発布以前とは異なるとはいえ、なおこの時期の国政における個人の役割の大きさを示唆するものであろう。

大正期。個人あて勅語は減少し、わずかに一七件（軍功は〇）のみであり、うち一九一七年以前の分が四件と大半を占めている。ただ病弱な天皇という事情から、個人への依頼が五件にのぼることが特徴といえよう。

昭和期になると個人あての勅語はさらに減り、一三件にすぎない。うち六件が個人の軍功に対するものである。長期かつ大規模な戦争のなかで軍功をたたえる勅語が少ないのは、指揮官個人に勅語を下すのではなく、軍隊自体の功をたたえるという勅語形式がとられるようになったからにはかならない。一三件中、皇位継承の際の三件

のほか、六件が満州事変から二・二六事件の間に集中し、うち五件が陸軍軍人への勅語である。⁽⁹⁾以後の四件は、牧野伸顯への引退許可、近衛首相への「軍人援護ノ勅語」、そして天皇をして「戦果が早く挙り過ぎるよ」と有頂点にさせた太平洋戦争緒戦の「殊勲者」山本五十六の軍功をたたえる二件のみであった。つまりファシズム期、個人に対する勅語は絶無にひとしくなったのである。

以上、「天皇制の言葉」である詔勅が誰に向ってだされたのかという問題の検討を通じて、次の点が明らかにになった。それは、近代天皇制が、少なくとも憲法発布以前の時期、それ以後、そしてファシズムの時代という異なる顔をもっているとみられることである。ことに民衆に直接呼びかける詔勅が、ファシズム期に極大となり、個人への勅語が極小になるという事実は、近代天皇制におけるファシズム段階が、それ以前のどの時期とも異なる特質をもっていたことを示唆している。近代天皇制が、単にその元々あった性格を「発展」させてファシズムに至ったとすれば、「天皇制の言葉」である詔勅も、同じトーンで発せられ続けるべきはずである。しかし事實は、そうではなかった。近代天皇制が、そのまま「発

展」してファシズムに至ったとはどうしても考えにくいのである。

三 政治的詔勅の推移

政治的詔勅のうち、国家の民衆に対する態度、天皇制国家のトップの情勢認識、そして民衆に求めていることなどを、その文言のなかに含む詔勅として少なくとも次の一九件があげられる。

A・地方官会議院ニ士民誘導ヲ論ス勅語(一八八〇)、
B・国会開期ノ勅諭(八一)、C・教育ニ関スル勅語(九〇)、D・清国トノ平和後ニ関スル詔書(九五)、
E・露国ト講和成立ノ詔書(一九〇五)、F・戊申詔書(〇八)、G・施療済生ノ勅語(一一)、H・即位礼当日紫宸殿ノ儀ニ於ケル勅語(一五)、I・平和克復ノ詔書(二〇)、J・国民精神作興ニ関スル詔書(二三)、K・朝見ノ儀ニ於ケル勅語(二六)、L・即位礼当日紫宸殿ノ儀ニ於ケル勅語(二八)、M・憲法発布五十年祝賀式典ノ際ノ勅語(三八)、N・市町村制発布五十年記念式典ノ際ノ勅語(三八)、O・支那事変一周年ノ勅語(三八)、P・日独伊三国条約締結ノ詔書(四〇)、Q・紀元

二千六百年記念式典ノ勅語(四〇)、R・米國及英國ニ
対スル宣戰ノ詔書(四一)、S・大東亞戰爭終結ニ関ス
ル詔書(四五)。

これら一九の注目すべき詔勅は、次のように時期毎に
分類することが可能であると考え(各々の全文言は紙
数の関係から略す)。ここでは、(1)詔勅の文言に現れた
天皇制国家の民衆に対する態度 (2)最高指導層の情勢認
識 (3)詔勅が民衆に求めているもの、という三つの面か
ら、これらを分類していこう。

(1) 民衆に対する態度はどう変ったか

まずこの面からみると、一九の詔勅は、次のように時
期毎に分類される。

(i) A・B。この二つの憲法発布以前の勅諭は、地方官
を通じて民衆を誘導しようとする性格が強い。そしてそ
れに従わないものに対しては、「処スルニ国典ヲ以テス
ヘシ」(B)という強圧的態度を示すのが特徴である。

(ii) C・J。一八九〇—一九二三年のこの八つの詔勅は、
民衆に対する態度において共通性をもっている。それは、
民衆に教えさそうとする姿勢であった。すなわちこれ

らの文言には、具体的な徳目をあげて、「爾臣民……ス
ヘシ」(C)、「朕カ断シテ取ラサル所ナリ」(D)、「……
セサルヘカラス」(E)、「宜ク……スヘシ」(F・G・
J)、「朕……ヲ知ル」(H)、「爾臣民……セサルヘカラ
ス」(I)といった命令・禁止、あるいは肯定・否定の
句が含まれているのである。そこには、直接民衆に対し
て具体的な徳目(勝利におごってはならない、勤儉によ
る「治産」等々)を示して、それにより民衆を教えさと
し、導こうとする態度が流れているのであった。

(iii) K・L。しかしJの作興詔書を最後に、民衆に向っ
て具体的な徳目をふりかざし、こうあるべきだと説く詔
書は影をひそめる。いやこの作興詔書以後の少なくとも
一〇年間弱は、民衆に呼びかける詔書の空白時代といっ
てもよい。しいてあげれば、その及ぼした効果からいっ
て「十一月三日ヲ明治節ト定ムル詔書」だけである。範
囲を勅語にまで広げても、天皇制国家の民衆に対する態
度⁽¹⁾が示されているのは、わずかにここでとりあげるK・
Lという二つのみであった。なぜ天皇制打倒を唱える共
産主義運動の影響も広がるこの時期に、天皇制イデオロ
ギーを大上段に説く戊申詔書のようなものがだされなか

ったのか？ その原因は、そうしたものをだしたくても、この時期、天皇制イデオロギーが民衆に訴えかける力を弱めていたためではないのか。それは、K・Lという勅語のたされ方とその内容からもみてとることができる。

すなわちK・Lは、戊申詔書などのように直接的に民衆に呼びかけた詔勅ではない。それは、非常に迂回した形で、踐祚・即位という民衆が関心をもつ機会を利用して、天皇制イデオロギーの注入をめざそうとするものであった。しかもそこにみられる民衆への態度は、C・Jと異なり、具体的徳目で民衆を教えさそうというものではなかった。先ばしりしてK・Lが民衆に求めているものをいえば、それは、民衆が「眼ヲ国家ノ大局ニ著ケ挙国一体共存共栄」を図るべきだ(K)といった抽象的内容だったのである。詔勅は、もはや具体的徳目を民衆に提示できなくなっていたといえよう。階級矛盾の顕在化のなかで、経済的上昇への望みを抱けなくなりつつあった民衆に対し、個人の「治産」といった徳目を掲げることは、説得力がないばかりでなく、逆効果でさえあったのである。一九二〇年代後半、天皇制国家は、いかに民衆を統合すべきか、苦悩を深めねばならなかった。

(iv) M・R。こうした、民衆に直接訴える政治的詔勅の「空白期」は、一九三七年、日中戦争が本格化するとともに最終的に終りを上げる。三八年以降、民衆に対してM・Rといった詔勅が頻発されていくのであった。これらの特徴は、その内容が民衆に単に命令するものでも、徳目で民衆を教導しようとするものでもなく、危機感の煽動により民衆を総動員しようとしている点にある。それらは、以前のどの時期とも異なる、ファシズムの時代の到来をつける詔勅群であった。

(v) S。日本ファシズムの時代といっても、敗戦の年の詔勅は、(iv)とその性格をやや異にしている。この年だされた「戦災者援護ノ勅語」及びこのSは、ともに民衆に対して「慈愛者としての天皇」を強く押しだそうとするのであった。それは、敗戦必至になるなかで、民衆を「国体護持」へと動員しようとするものであろう。詔勅にみられる民衆への態度は、以上のような変遷をたどって八月一日を迎えたのである。

(2) 最高指導層の情勢認識は？

これに対し、詔勅の文言に現れた天皇制国家のトップ

の情勢認識はどう変ったか？

(i) AとC。この三つは、ともに民衆の動向に対する強烈な危機感に裏うちされている。とくにBは、「人心進ムニ偏シテ时会速ナルヲ競フ」と述べ、Aも「躁進過激ニ渉ル者」などへの対策を地方官に命じるものであった。そうした文言のないCの教育勅語も、民心の統一が急務という情勢認識に基づいてされたものであることはいうまでもない。

(ii) DとF。この日清から日露戦後に至る三つの詔書に流れているのは、「世運ノ進歩」にいかに対応すべきかという認識である。この句が文面になくDも、「国本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラサルヘカラス」と述べ、「有司」に頼るだけではないという従来にない民衆認識を示すのであった。天皇制国家が、戦後経営のなか「世運ノ進歩」への対応を迫られたのが、この期の特徴である。

(iii) GとI。この三つの詔勅は、Gがいみじくも「経済ノ状況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ帰向ヲ謬ラムトス」と語るが如く、民心の趨勢への危機感で彩られている。それは、大逆事件に起因してされたGのみではない。

い。Iにおいても「今や世運一展シ時局丕ニ変ス」という情勢判断がなされているのであった。こうした情勢にいかに対応するかが、これらの詔勅の眼目だったのである。こうした点が文言にみえないHにあっても、わざわざ「朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ励精其ノ業ニ従ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル」と語ることによって、民衆に対し「忠誠の確認」を求めるのである。いわば明治末以降のこれらの詔勅は、日本資本主義の発展に伴って生ずる矛盾と、そのなかで米騒動の如く爆発しかねない民心の動向への不安を内に含んでされたものであった。なおここでは(ii)と(iii)をわけたが、これらは、「世運ノ進歩」にいかに対応していくかという面では一括することも可能であろう。

(iv) JとL。これらの詔勅の情勢認識の特質を一言でいえば、「輕佻詭激ノ風」への対処ということができよう。「輕佻詭激ノ風」、いわば社会運動の発展・「思想の悪化」に対して、とくにK・Lは、階級対立の激化への「憂慮」を表明する。Kは、「晩近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ、経済ハ時ニ利害同シカラサルアリ」と昭和初期の情勢を判断し、民衆の眼

を、この階級対立という現実からそらすことに力を注いでいく(たとえばLのいう「民心ノ和会」)。

(v) M・S。これらの詔勅の文面に現れた最高指導層の情勢把握は、それまでみられた民衆の動向に対する危機が消え、国際的「危機感」のみを語っていることを特徴とするものである。すなわちM・Nにおける「希有ノ時局」という情勢把握は、P・Qでは「今や世局ハ其ノ騒乱底止スル所ヲ知ラス」、「世局ノ激変」と一層エスカレート度を加えるのであった。そしてSは、「民族滅亡ノ危機」を強調するに至る。詔勅におけるこの「危機感」の強調は、それ以前の詔勅とは明らかに異質なものであった。いやそればかりではない。これらの詔勅の文言からは、情勢認識というより、国際的「危機感」の強調によって民衆を総動員しようとするデマゴギー的色彩さえ感じられるのである。⁽¹³⁾ いわば最高指導層の情勢認識においても、ファシズム期には、それ以前とは著しく異なったものになったのであった。

(3) なにが民衆に求められたか？

ではこれら一九の詔勅は、何を民衆に求めていたのか。

この点からみると以下ようになる。

(i) A・B。この憲法発布以前の二つの詔勅が民衆に求めているのは、後の時期の如く、積極的にこれこれよというのではなく、何々しては(させては)ならないという禁止である。民衆の「方向ヲ誤ラシムルコト勿レ」(A)といったこの時期の詔勅の表現は、その命令的性格を物語るものであろう。

(ii) C・I。これに対し、明治憲法体制の成立から一九二〇年(I)に至る詔勅の性格は、一言でいえば、あるべき臣民像の提示といつてよい。Cの教育勅語で包括的に示された「あるべき臣民像」は、その後の「世運ノ進歩」のなかで、その焦点を収斂させていく。それは、「浮華驕緩」に陥ることなく勤儉力行して、国家を富強にせよという命題であった。すなわち「驕奢ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ……其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ励ミ永遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム」(D)、「汝有衆……益々其ノ事ヲ勤メ益々其ノ業ヲ励ミ以テ国家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ」(E)、「宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉ヲ治メ」(F)、「業ヲ勸メ……」(G)、「忠誠其ノ分ヲ守リ励精其ノ業ニ従ヒ……」(H)、「浮華驕奢ヲ戒メ

国力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカ
ラス」(I)。

(iii) J-I。この一九二〇年代の三つの詔勅が民衆に求めたものは、C-Iと異なり、その共通の特徴は、民衆に対する天皇制国家の要求の「抽象化」といってよい。

たとえばIからKへの過渡的性格をもつJは、「入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ国家ノ興隆ト民族ノ安栄社会ノ福祉トヲ図ルヘシ」と述べる。そこでは、勤儉力行↓個人の「治産」↓国家の興隆という戊申詔書的主張が一応踏襲されながらも、「一己ノ利害ニ偏セス」とか、「社会ノ福祉」とかいった階級矛盾の激化に対応する抽象的語句が挿入されてくるのだった。それは、民心を統合していくため、もはや勤儉力行をいうだけでは不十分な情勢の到来を示すものであろう。

この新たな情勢に対処して、Jは、「国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ、之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ国家ヲ固クセサルヘカラス」と主張する。それは、天皇制国家が抱いた「浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコ

トヲ恐ル」という危機感の所産であった。そのなかで民衆を統合していくためには、勤儉力行による個人の「治産」というそれまでの方向は、修正を必要としていく。それに代ってとられた手段、それが、民衆の眼を「国家」に向けさせることであつた。まさにKのように、民衆に対し「宜ク眼ヲ国家ノ大局ニ著ケ拳国一体共存共栄ヲ之レ図リ国本ヲ不拔ニ培」うことが要求されていくのである。さらにIでは、「君民一体論」が強調され、「民心ノ和会」、「私ヲ忘レ公ニ奉シ」ることが求められていくのであつた。

いわばそれまでの勤儉力行↓個人の「治産」↓国家の興隆という訴え方が、JからIにかけて「民心ノ和会」↓「忘私奉公」へと変つていったのである。一九二〇年代、天皇制国家が民衆に求めるものは、従来と大きく変化した。その「変化」を、連続的な「発展」とみなすことは、どうみても無理があろう。

(iv) M-I S。これに対し、ファシズム期詔勅は、民衆に何を要求したのか？ それは、「八紘一字」という「大目標」に向けての民衆の総動員であつた。より具体的にいえば、民衆が「至公無私国家ヲ是レ念ヒ」(M)、「私

ヲ去リ公ニ奉シ」(N)、「艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益ニ国家ノ総力ヲ挙ケテ此ノ世局ニ処シ」(O)、「億兆一心国家ノ総力ヲ挙ケ」(R)ることであつた。いわば民衆が、国家総力戦に、「私」を捨て、身も心もすべて捧げつくすことを要求したのが、このファシズム期詔勅であつた。明治憲法体制成立以来、不十分ではあれ一応認められてきた「私」は、ここに至つて全否定されたのである。またSも、その民衆に求めているものは「神州ノ不滅ヲ信シ」、「総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ」、「国体ノ精華ヲ発揚」せよというファシズム期の延長なので、ここに含める。

以上、三つの角度から検討した一九の詔勅の時期区分は、次のようであつた。(1)AB、C、J、KL、M、R、S (2)A、C、D、F、G、I (ないしはD、I)、J、L、M、S (3)AB、C、I、J、L、M、S。ほぼどれもが共通した傾向を示す。問題は過渡的性格をもつ教育勅語、作興詔書、敗戦の詔書をどこに分類するかであるが、私は一応、前述した点及び後述する点を考慮して、次のように時期区分しておく。

- (i) AB。明治憲法発布以前。
(ii) C、I。近代天皇制国家の確立。「世運ノ進歩」へ

の絶えざる対応。

- (iii) J、L。天皇制国家の動搖。「輕佻詭激ノ風」との対抗。

- (iv) M、S。ファシズム期詔勅。

これまでの研究で単なる「発展」ととらえられがちであつた近代天皇制の歩みは、その「言葉」である詔勅の検討の結果、以上のような異なる段階をもっていたのである。とくに、その過程で、(iii)のような天皇制の動搖期があることを忘れてはならないであらう。ただし一つ問題が残る。それは、ここで例示すべき詔勅をもたなかつた満州事変から三十七年七月までの時期をどう考えるかという点である。ちなみにこの期間は、遂には「相剋摩擦」と称されるほど支配層内部の対立も激しく、政治的詔勅のだしにくい時期であつた。ただ象徴的なのは、一九三三年の国際連盟脱退の詔書が、「非常時」を強調し、ファシズム期に近い内容をもつと同時に、「文武恪循」を説き、支配層内の対立緩和に心をくだいていることである。それは、まさしく過渡期における詔書であり、この点からも、この時期を、ファシズムへの過渡期として、独自に

位置づけておきたい。

四 帝国議会開院式勅語の変化

帝国議会開院式勅語とは、議会の開院式の際、天皇が両院に下す勅語である。この勅語も、一八九〇年の第一帝国議会から、一九四五年六月の第八七帝国議会に至る間、大きな変化をとげた。⁽¹⁶⁾

すなわちこの帝国議会開院式勅語は、初期議会の時期においてはとくに、藩閥政府対民党の対立を反映して、各議会毎、情勢に応じて文言が著しく異なる政治色の濃いものであった。ところがその後、この勅語は、どの議会をとってもほぼ同文となり、儀礼的性格を強めていく。それは、一九一八年一月から三十七年七月の間であった。この期間、とくに二二年以降は、重要な事件（関東大震災、即位、金融恐慌、二・二六事件など）の際、それに関する文言が加えられることはあったが、通常議会、特別・臨時議会を通じて次のような文章で一定してしまう。

朕茲ニ帝国議会開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク（特別・臨時議会も同文）帝国ト締盟各国トノ交際ハ益ミ親厚ヲ加フ 朕深ク之ヲ欣フ（なし）朕

ハ国務大臣ニ命シテ（同）ハ年度予算案及各般ノ法律案ヲ（緊急ナル追加予算案及法律案ヲ）帝国議会ニ提出セシム（同）卿等克ク朕カ意ヲ体シ（同）和衷審議以テ（同）協賛ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム（同）

このように帝国議会開院式勅語が類型化したのは、くしくも日本における最初の本格的政党内閣、原敬内閣の誕生にはじまり、日本ファシズム体制確立への大きな契機となった第一次近衛内閣の登場・日中戦争本格化までの期間であった。この時期の前半は、いわゆる「憲政の常道」が確立した時期であり、前述した点からいえば、天皇制国家の動揺期である。また五・一五事件から蘆溝橋事件に至る間も、「憲政の常道」は崩れ、ファシズム化が進んだとはいえ、なお政党を無視しては政治運営を行ないえず、開院式勅語も変えにくい時期であった。政党勢力が力をもっていた時期に、帝国議会開院式勅語が類型化していた事実は重要である。

しかし開院式勅語を類型化させたのは、政党の直接の力ではない。そこには、天皇の病氣という偶然が大きく作用していた。この間の事情を原敬は、侍従から開院式

勅語について「可成御朗読に便なる様短き紙に認められ
たし」との依頼をうけ、その草案を内奏したと記してい
る⁽¹⁷⁾。これが、開院式勅語類型化の第一歩となった。だが
重視すべきは、そのきっかけの偶然性ではなく、それが、
その後長く踏襲されていったことであろう。その背景に、
政党の力があつたのである。

ではその類型化以前はどうであつたのか？ 一八九〇

と一九一七年（第一〇四〇議會）の間の開院式勅語は、
かなり共通性をもつが、日清戦争を境にやや異なる。す
なわち第一議會から、九五年の第九議會までの開院式勅
語は、形式・文章が全く不統一で、恣意性が甚だしい。

これに対して、一八九六年の第一〇議會から一九一七年
に至る間の特徴は、次の四点に要約できる。①議會に対
する外交大権誇示の字句があること ②国政の方向につ
いての議會への指示があること ③形式的には統一した
形式を踏んでいること ④それにもかかわらず文章は各
議會毎バラバラであること。またその結語も、後の類型
化した時期が「ミヲ望ム」という表現であるのに比して、
「ミヲ以テ朕カ望ム所ニ副ヘヨ」と命令的であつた。総
じて一九一七年までの帝國議會開院式勅語は、天皇の議

会に対する權威を示すためか、文章・字句がほぼ議會ご
とに変わつてゐるのである。いわばこの時期は、以後と異
なり、君主權が開院式勅語を用いて直接議會を動かそう
とした時代であつたといえよう。

この一九一七年以前に対して、類型化の一五年弱を経
た一九三七年九月から四五年六月までの間は、どうであ
つたのか？

この日本ファシズムの時代の開院式勅語の特徴は、第
一に、形式的には、類型化した時期の形式をそのまま保
持していることである。そこには、一九一七年以前のよ
うな君主權の恣意性は認められない。だが類型化した時
期との大きな違いは、ほぼパターン化した文章の間に
「東亜ノ新秩序ヲ建設シテ東亜永遠ノ安定ヲ確保センカ
為ニハ実ニ国民精神ノ昂揚ト国家ノ総力ノ發揮トニ俟タ
サルヘカラス」（七四議會）といった文章が挿入されて
くることである。つまりこの時期の第二の特徴は、「東
亜新秩序」とか、さらには「大東亜建設」といった従来
みられない「イデオロギー」の提示を行なつてゐること
であろう。そして第三には、戦局の煽動をはじめ、開院
式勅語という機会を利用して、議員に対してというより、

直接民衆に向つて、その総動員的努力を呼びかけている点である。これらの点は、それ以前と異なる大きな特徴といえよう。

政治的詔勅の推移と同様、帝国議会開院式勅語においても、一八九〇～一九一七年、一九一八～三十七年七月、三十七年九月～四五年という異なる段階が存在したのであった。そしてこれに、議会がまだない憲法発布以前の時期が加わる。とくに、それらの諸段階のなかに、開院式勅語が類型化・形式化してしまつた時期があつたことは重要であろう。それは、詔勅が誰に對しだされたのか、政治的詔勅の推移と並んで、近代天皇制の変容と、それが單なる「発展」でないことを示唆するものであつた。

おわりに

以上、「天皇制の言葉」である詔勅の検討を通じて、近代天皇制が、單に「発展」してファシズムに至つたものでないことは明白であらう。少なくとも一九二〇年代から三〇年代初頭、明治末以来の戊申詔書の方では、もはや民衆を統合しえなくなつていたのである。

この行き詰りを打開すべく登場した政党政治も、次第

に、政治・経済・思想・外交などの「悪化」という「危機」に對処できないことを露呈していく。この「危機」に當つて、軍部など支配層の一部は、満州事變を機に、「非常時」を呼号し、民衆に「革新」の幻想をバラまき、ファシズム化の先頭にたつ。そしてファシズム的方向への支配勢力の「合意」が、對立を経て次第に形成されていくなかで、最高指導部の共通意志の発露としての詔勅自体、「東亞の解放」等々の広義の「擬似革命」的スローガンを掲げるファシズム段階の特徴を帯びてくるのである。すなわち近代天皇制は、民衆の「変革」志向の強まり、従来のやり方では民衆を支配しきれない状況の到来、そして支配層の内部對立の数年と、その合意という過程を経て、ファシズムへの途をたどつたのであつた。

いわば仮説的にいえば、近代天皇制は、絶対主義段階（憲法発布以前）、広義の立憲君主制（一八八九～一九一七（二三）年）、天皇制の動搖のなかでの狭義の立憲君主制への「接近」（一九一八（二四）～三二年）、ファシズム化過程（一九三一～三七年）の諸段階を経て、ファシズムという段階に至つたといえよう。⁽¹⁸⁾

たしかに日本ファシズムの時代であれ、従来からの連

統的側面があることは否定できない。たとえば教育勅語・戊申詔書などがファシズム期にもその影響力を保持していたことは事実である。だがそれも、前述した詔勅の、批判を許さず、一度だされたものはいつまでも通用する性格による面も大きいのではないか？ 重視すべきは、一例のみあげても、日本ファシズムの時代には、教育勅語の絶対性に対してまで、次のような「批判」がなされていたことである。

我が皇国の教育が教育に関する勅語にその最高の指標を求むべき事は論を俟たざるところである。併し乍ら、これを実際教育に於ける現実的な目標について把握せんとする場合にはそこに尚一段の考究を要するものがあるのである⁽¹⁹⁾。

歯切れの悪い批判ではあるが、それまで、絶対の權威をもち、民衆を戦争に駆りたててきた教育勅語をもってしてさえも、ファシズム期には、民衆を総動員するため、必ずしも「十分」ではなくなっていたことが、この一文からも推察される⁽²⁰⁾。いやこうした見解が公然と語られること自体、ファシズム期が、それ以前と断絶した側面をもっていたことの一表現であったといえよう。

いわば内在的に天皇制の問題を考えうる詔勅の検討においても、様々な断絶面が明らかになってきた以上、天皇制の歩みにおける連続面にのみ目をやることは、誤りというしかない。近代天皇制は、単に連続して「発展」してきたのではなく、大きな変容や、動揺を経て、それ以前と異なる段階、ファシズムの時代に至ったのであった。天皇制を「発展」の歴史として、天皇制がそのまゝファシズムになったとする従来の天皇制ファシズム論的理解は、さらに厳しく再検討されるべきであろう。

(1) 守屋典郎『天皇制研究』(一九七九年 青木書店) 九〇頁以下。

(2) 安部博純『日本ファシズム研究序説』(一九七五年 未来社)

(3) 木坂順一郎『日本ファシズム国家論』(『体系・日本現代史』3 一九七九年 日本評論社)

(4) 鈴木正幸『近代天皇制国家論試論』(『歴史評論』三二四号 一九七七年四月)

(5) なお政治的詔勅のリストは、紙数の関係から略す。また内容的には政治的詔勅である帝国議会開院式勅語は、ここでいう政治的詔勅の数には含めていない。

(6) この間の記述は、『原敬日記』④(昭和二十五年 乾元社) 二八七、二九〇、二九二、三六七、四二四、四三九頁、

- 『木戸幸一日記』上・下(一九六六年 東京大学出版会)
 二二四、二二六、二二八、九二二、九三二―二頁、『杉山
 メモ』上(昭和四二年 原書房)五六七頁などによる。
- (7) なお詔勅の引用などは、便宜上、近代史料研究会『明治大正昭和三代詔勅集』(昭和四四年 北望社)によった。
- (8) なお明治憲法発布以前に集中する御雇外国人など外国人に対する勅語は、ここである個人むけ勅語には含めない。
- (9) この満州事変から二・二六の間は、陸軍を中心とする軍ファシズム運動の全盛期であり、この陸軍将官への勅語の頻発ぶりは、これと関係があろう。
- (10) 『木戸幸一日記』下 九四九頁
- (11) 一九〇七年の公式令により、大事を宣布する詔書と、天皇の言葉である勅語との区別がはっきりする(教育勅語は公式令以前)。
- (12) 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」(『教育勅語渙発関係資料集』第二巻 昭和一四年 国民精神文化研究所)四五六―七頁
- (13) こうした民衆動員の根拠薄弱性の故に、この期の詔勅は、その「正統性」の根拠を「惟神ノ大道」といった神がかり的方向に求めていくことになる。
- (14) たとえば作興詔書の精神を広めるための標語においては、「赤き心は赤化せられず」といったものと並んで「働く人の汗は巨万の金より貴し」とか、「貧と難儀が出世の始め」といった勤労による個人の「治産」的方向もなお奨励されていた。ところが、教化総動員運動になると、こうした方向は姿を消し、一般的に「経済生活の改善」が訴えられていくだけである。
- (15) ちなみに「忘私」は、「滅私」「去私」とは違い、「私」の存在自体は否定されていない。
- (16) 開院式勅語の文章構成の一覧表は、紙数の関係で略す。
- (17) 『原敬日記』⑥ 四二四頁
- (18) 立憲君主制の理解については、安部氏前掲書一五六頁参照。いうまでもなくこの時期区分は、詔勅の検討のみによるものであり、一九一七年で切るべきか、二三、四年で区切るか、あるいは三七年か、四〇年かといった点は保留せざるをえない(詔勅のみによっても政治的詔勅と開院式勅語とでは、二三年と一七年とに時期区分が別れるのである)。
- (19) 日本青少年教育研究所長 陸軍大将鈴木孝雄の『青少年錬成の課題』(昭和一八年 朝倉書店)への序
- (20) この点で我々は、教育勅語があるにもかかわらず、一九三九年、「青少年学徒二賜ハリタル勅語」がだされ、それが学校教育においても重視されたことの意味を考えるべきであろう。

(神戸大学講師)